

水戸家庭裁判所委員会（第25回）議事概要

1 開催日時 平成27年6月4日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者（委員）

青木雅弘，阿久津正晴，井坂幸雄，桐ヶ谷敬三，鈴木義和，橋本和雄，藤澤順子，古谷博，牧野恵美子，水上嘉寛，村島英嗣，森田冴子，山田順一（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 金子隆男，首席書記官 木村史郎，事務局長 宮下一次，次席家庭裁判所調査官 佐藤利明，次席書記官 鈴木隆光，事務局次長 後藤健司，訟廷管理官 間野元晴，総務課長 田中一男

4 議事

(1) 新任委員挨拶（鈴木委員，水上委員，山田委員）

(2) 今回のテーマ「家事事件における子どもを巡る紛争について～面会交流を中心として～」

ア 水戸家庭裁判所における事件処理状況等について，間野訟廷管理官から説明が行われた。

イ 面会交流に関するDVDの視聴

ウ 家庭裁判所調査官による子の意思確認の調査・面会交流の実情等について，佐藤次席家庭裁判所調査官から説明が行われた。

エ 休憩時間中に希望者による児童室の見学が行われた。

(3) テーマについて意見交換をした概要（委員，事務担当者）

委員の方々に事前にアンケートを頂いておりますが，その中で「面会交流の法的位置付け」についての御質問がありました。この点について何か御質

問はありますか。

認知していない子どもを育てる女性、いわゆるシングルマザーの場合、相手方は面会交流を求めることはできるのですか。

認知していない場合、真実の父親との親子関係が認められていないので面会交流という話にはなりにくいと思います。面会交流の前提としては、まずは親子関係が必要です。その方法としては、相手方に認知を直接求める、認知の調停や審判を申し立てる、認知の訴訟を提起する等が考えられます。ただ、離婚後の300日問題というものがあり、婚姻解消後300日以内に生まれた子どもは嫡出推定が働きますので、その子どもをどう扱うかが問題となり、裁判所としてもいろいろ対応を考えなければなりません。シングルマザーについては、そういった問題も孕んでいます。

家庭裁判所のパンフレットについての御質問をいくつかいただいておりますので、この点について説明してください。

まず、「パンフレットを見て、どのようなケースがあるのか示してほしい。」との御意見についてですが、いくつかパターンがあり、父母別居中の面会交流を求める場合、離婚の条件として面会交流を求める場合、協議離婚時に面会交流の取り決めをしなかったか、していても口約束程度で面会交流が行われていない場合、協議や調停で面会交流の取決めをしたが、なかなか取決めどおりに実行できていない場合、同居している親の再婚により、面会交流を拒否された場合、子どもが嫌がっていると言われて面会交流ができない場合などがあります。

次に、「子どもの年齢がどの時期有効であるか分からない。」との御意見については、各年齢や発達段階によって子どもが親を必要とする内容が異なってくるので、一般化することは難しいです。ただし、子どもが親との基本的な信頼関係を形成し、愛着関係を形成する乳幼児期に、父母から十分な愛情を受けることが重要ですので、乳幼児期に面会交流を継続させることは、子どもの情

緒面の成長にとって重要になります。また、父母の別居や離婚によって、子どもは傷ついており、親に捨てられたとか、自分のせいだなどと、自分を追い込んでしまうこともあります。面会交流は、一方の親と離れて暮らすことになったとしても、両親から大事にされている、変わらずに愛情に包まれているという実感を持つことを通じて、良好な親子関係を築いて子どもの健やかな成長を期待することなので、比較的年齢が高い場合であっても、面会交流を通じて親の愛情を確認することもあります。一般に乳幼児期では、父母や周囲の大人が面会交流の実現に向けて調整する必要がありますが、小学校高学年、中学生、高校生になるにつれて、子どもの生活やペースを考慮しなければなりませんし、そのために離れて暮らす親と子どもが直接連絡を取り合うこともあります。子どもからの連絡では、お小遣いがほしいときに連絡して面会することもあります。

次に、「面会交流の中で何らかの問題が生じた場合、どのような対応の仕方があるのか。相談窓口等を記載しておく必要はないのか。」との御意見についてですが、当事者が任意で面会交流を行っている場合に問題が生じ、自分達で解決ができない場合には家裁の調停を利用することが考えられます。また、調停中であれば、具体的な問題に応じて検討、調整することになります。相談窓口についてですが、家庭裁判所では手続案内は行っていますが、答えを求められるような相談は行っていません。家庭裁判所の受付窓口にお越しになった場合には、お話の内容によって調停手続を説明しております。

今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

面会交流の中で何らかの問題が生じた場合ですが、第1の当事者は子ども自身だと思えます。親同士の間で挟まり、どちらの親にも相談できない子どもはどこに相談したらよいのでしょうか。

面会交流で子ども自身が問題に巻き込まれた場合、子どもが直接裁判所に相談に来ることはまずないのですが、大抵の場合は、監護している親に不満を言

い、その親から相手方あるいは裁判所にいろいろな要望や条件面の申出があると思います。

面会交流において、児童相談所との関係はどうなっていますか。

面会交流において児童相談所が直接関与する場面は通常ないのですが、面会交流をするに当たって虐待等があった場合は関与があり得ると思います。そういう場合、子どもを保護する場面もありますので、児童相談所が関係機関として家庭裁判所と密接に連絡を取り合うことになります。

私は第三者委員会の委員ということで児童養護施設に関わっています。この養護施設には、親から虐待を受けた子どもや知的障害、発達障害を持った子どもがおり、パンフレットによると、そういう子ども達を児童相談所は調査し、虐待等が認められれば、裁判所から承認を受けて養護施設に入所させることになるのですが、このような場合の面会交流はどうなるのでしょうか。また、祖父母の都合というのは面会交流において考慮されるのでしょうか。

まず、児童養護施設の問題については、本来的に面会交流における監護者の下で生活しているという前提から少し離れていると思いますが、面会交流をしている中で監護者から虐待等の問題が生じた場合は、親権者の変更や停止等の事案は時々見受けられると思います。次に祖父母の問題ですが、基本的には親と子の面会交流といわれ、通常は親が子どもと会えるかどうかというのが前提になります。考え方として、それを多少広く捉えて祖父母まで面会交流権があるのではないかという場合もあり得ますが、現実的には否定的に捉えられる場合が多いかと思います。

祖父母の問題ですが、確かに法律論として面会交流権があるというわけにはいかないのですが、紛争の実態としては、親よりもむしろ祖父母の方が孫に会いたいという意向が強いというケースが結構多いと思われれます。

実際に調停委員をしている委員の方から、面会交流に関する調停で記憶に残る事件に立ち会ったことがあるとアンケートに記載がありましたので、その点

についてお話しいただけますか。

一つは、婚姻時に夫からひどい暴力があり、保護命令が発令され、妻が離婚の調停を申し立てた事案です。調停の結果は夫が離婚に応じないため不成立となり、裁判離婚として高裁まで係属し、長い期間を経てようやく離婚が成立しました。ところが、その後、元夫が面会交流の調停を申し立てたのです。私はその調停の場にいましたが、元妻は、「長い裁判を経てようやく離婚できたのに、今度はまた子どもに会いたいということで面会交流の申立てをされ、離婚後も調停をするという意味で元夫と交流しなければいけないのか。」と、調停の席で泣き崩れていました。結局、その調停は、元夫側の弁護士の事務所で面会交流を実施するという事案で成立しました。

もう一つは、過去に夫に対し保護命令が発令され、妻が夫を恐れて県外で子どもと暮らしているため、夫が生後子どもとほとんど会っていないという状態での面会交流申立ての事案です。双方に弁護士が付いていましたので、裁判所の姿勢を理解し、面会交流をすること自体は合意に至っていましたが、結果としては、直接的な面会交流の実施には無理があるということで間接的な面会交流をするということで調停が成立しました。間接的な面会交流というのは、一般的には写真やDVDによる交流が考えられますが、このケースの場合、2か月に1度、元妻が子どもの写真を代理人に送り、その代理人が元夫の代理人に送るという方法で行いました。また、送る写真についても妻の居場所等が特定されないように注意することにしました。ただ、調停の席で、妻の代理人から「このような仕事はほとんどがボランティアで自分自身も身の危険を感じるので1年間だけにしてほしい。」という要望がありました。

以上2つの事案を紹介しましたが、問題を抱え離婚した親にとって離婚後の面会交流には困難なことがたくさんあります。しかし、だからといって一方の親との交流を完全になくしてしまうことは子どもの成長にも影響を与えるので、とても悩ましい問題といえます。また、この2つの事案はまれなケースで

はなく、一般的な個人間の小さな争いから事件に発展したものです。

私は、この2つの事案や日々調停をしている中で痛感していることがあります。それは、成年後見制度に専門職後見人として弁護士が選任されているように、面会交流についても、専門的な知識を有し、事務所の環境が整っている地域の弁護士に気軽に依頼できる制度や、行政や地域が協力して、DV被害を受けている親が安心して子どもを面会交流に送り出せるシステムやプログラムがあれば、子どもにとってより望ましい面会交流が実現できるのではないかと思います。ただ、現実的には、問題発生が予想されるだけに、行政や地域が手を出しにくいのかもかもしれません。しかし、子どもにとって安心な、子どもの視点に立った面会交流のシステムを構築することは必要不可欠だと考えます。また、DV防止法施行後、事後に予想される局面がいろいろあると思いますが、裁判所においても事前に対応を検討することが必要だと思います。

今お話しいただいた事案は、経験された中でもかなり問題のある事件とは思いますが、必ずしも限られたものではなく、ちょっとした事がそのような事件に発展することが重要な点であると思います。それと、裁判所への対応の話がありましたが、裁判所はある意味与えられた法律制度の中でしか対応ができないところ、現在の法律制度が必ずしも面会交流が万全になることを前提に整備しつくされているわけではないという実情があります。面会交流の規定は平成24年に民法の条文に載りましたが、それは言葉自体がようやく法律に載ったに過ぎません。実務的には、従来どおり基本的には話し合いをし、それがまとまらない場合は裁判所が一応の内容を定めるということになっています。そして、先ほどの暴力等の問題が入ってきた場合、基本的には一般法である刑法の脅迫罪や暴行罪に当たるということが抑止力として働いているという前提で、後は何とか対応してくださいというのが現在のシステムになっているのではないかと思います。その点について御意見はありますか。

今のお話からすると、離婚で苦労したのに、次は元夫側から面会交流という

形で関わることになり、これでは新しい法律が新たな紛争の手だてを与えているのではないかという感じになりますが、DV加害者というのはストーカー加害者と行動学的には同じタイプで、この種の人達というのは、他人の苦しみが蜜の味というところがあり、紛争解決という名を借りて争いを持ちかければ相手がより困るだろうという傾向があります。そこで、その場合の対応策ですが、次から次へと要求してくる加害者の手だてを止める方法は今のところ難しいと思います。ですから、一緒に支えてあげる、戦ってあげるということで、被害者に孤立感を持たせないような形が考えられるかと思います。それから、DV防止法に基づいて裁判所から保護命令が発令された場合、その命令違反は歴とした犯罪になりますので、例えば夫が子どもに会って何が悪いと言ってきた場合に、接近すること自体が犯罪になるという知識を被害者に与え、加えて警察に相談させるという方法も考えられます。ただ、一方でそういうことばかりを強調すると、手段を得た女性が男性に反抗し、更に事態を悪化させることもありますので、実態としてなかなか難しいところがありますが、理性的な第三者が、一緒に支えてあげる、戦ってあげるというのはとても重要ではないかと思います。

「子どもの本音を代弁できるような機能を家庭裁判所が果たすことは可能なのか。」という御意見をいただいております。この点について説明してください。

家事事件手続法65条で、未成年者である子がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査、その他適切な方法により、子の意思を把握するように努めると定められています。子どもが、自分の意思で意向や考えを述べることを保障した規定ですが、家庭裁判所では、家裁調査官による調査を行って、子どもが安心して話せる環境を作って、子どもの複雑な心情を把握するように努めています。子どもの年齢や発達状況によっては、考えを言語化することが難しい場合があるので、年

年齢、理解力、発達状況等を確認しながら心情の把握に努めています。子どもの本音には、父母の紛争に巻き込まれて傷ついたり不安を強めていたりすることを、父母にも分かってもらいたいという心情も含まれますので、そのような心情を把握して父母に分かってもらうように努めて、紛争解決につなげられるように働きかけています。

「家庭裁判所という、厳格なイメージが強く、持ち込みやすい雰囲気醸成が必要なかもしれません。」という御意見をいただいております。この点について何か補足する点はございますか。

私でも面会交流と聞くと個人的にどうしたらいいのかというのが先にきまらず、離婚届出に面会交流の欄が新たに設けられたというのは、先ほど初めて知りました。これが一般の方だとその傾向がより強いと思われれます。そこで、裁判所の方でも、一般の方に対し面会交流の重要性等を分かりやすく説明する必要があると思ひ、このような意見を出させていただきました。

今の御意見を踏まえ、何かいいアイデアがあればいただきたいと存じますが、どなたか御提案いただけないでしょうか。

私の場合、夫婦関係調整の調停をしているときに面会交流の説明をすることがあります。調停の場では、本当に相手への恨み辛みで、にこやかに話をすることはあり得ません。そのようなとき、私は、「今、大人同士の話し合いをしているのかもしれませんが、挟まれている子どもの気持ちを考えてください。協議離婚の届出の中に、面会交流の欄が設けられたのですが、面会交流は、思春期になったお子さんが離れて暮らす親からも自分の存在が認められ、大事に思われていると思うことで、道を踏み外さないブレーキになっているものです。夫婦だけでいがみ合うのではなく、子どもに目を向けて話し合いをしてください。」と話をします。それから、これは提案ですが、子どもの問題で調停が長引きそうな事案では、初回に家裁調査官の関与が必要であろうということでインタビューが入るのですが、できれば2回目以降も、家裁調査官に同席していた

だと、より子どもは心情をうまく表現できますし、夫婦間の加熱も少し抑えられるのではないかと思います。また、面会交流の立会に関してですが、東京では弁護士以外に、民間のNPO団体が有料で立会をしているところもありますので、茨城でもそういうものがあればより良いのかなと思います。

「調停が成立した際には、当事者に対して面会交流に関する説明をしていただけると助かります。」という御意見をいただきましたが、この点について何か補足する点はございますか。

実際に調停委員から面会交流に関する説明を受けたことがありましたので、そのような意見を書きました。私が説明を受けた事件は、認知に係る養育費を求める調停事件で、そもそも自分の子どもではないはずだというのが前提で、まだ父親としての気持ちができている依頼者のため、特に面会交流という段階ではなかったのですが、それでも調停委員から面会交流の説明を受け、助かりました。それとこれは意見とは直接関係ないことですが、面会交流については、面会場所や実施に関して本当に難しい問題があります。私の場合、裁判所の児童室を借りたり、事務所で面会させたり、あるいは、相手方の代理人と一緒にファミリーレストランで実施したこともありました。ファミリーレストランで実施する場合は、双方の代理人が横に座って、面会交流が終わるまでずっと待っているのですが、やはり何回も立ち会っているのは大変ですので、依頼者に対し、先ほどの東京のNPO団体の話をして、私達はもう立ち会えないからお金を払って実施してくれないかとバトンタッチしたこともありました。

調停成立時における面会交流に関する説明について、家庭裁判所の方から説明してください。

面会交流に関する調停が成立した場合、他の合意した内容を含め、双方当事者には合意した通りに守ってくださいというお話をすることはありますが、面会交流について、特段の詳しい説明はしていないというのが実情です。調停が成立した際、当事者に対してどのような説明をすることを御希望されるのか、

今回の御意見を伺わせていただき、参考にさせていただければと考えています。なお、調停の場面で当事者間に面会交流に関する合意が成立する場合、面会交流の回数、例えば、毎月何回ということのみを定め、面会交流を行う日時、場所、方法については、子どもの福祉を慎重に考慮して、当事者間で事前に協議して定めるという合意内容が大半です。

面会交流に係る調停が成立したのに、あるいは審判が確定したのに、その内容を守らないということがままあります。この場合に、裁判所としてどのような手続があるのかについて、説明してください。

面会交流の調停や審判に当事者が従わない場合にその履行を確保する手段については、大きく分けると履行勧告という制度と間接強制という制度の二つの手段があります。まず、履行勧告の制度は、面会交流の調停や審判をした家庭裁判所に権利者が申出を行うと、家庭裁判所が相手方に履行するよう勧告をするという手続です。手数料は不要でリーズナブルな手続となっています。申出があると、主に家裁調査官が事情を確認して、電話や書面で面会交流が実現できるよう促すこととなります。第三者である家裁調査官が面会を実現できない事情を確認し、対処の仕方を説明したり、説得することで面会交流が実現するケースもあります。ただし、手続が簡単な反面、強制力はなく、当事者の間に入って本格的な調整をすることはできないので、限界もあります。働きかけをしても相手方が頑なに拒否する場合には面会交流が実現しないまま終了することもあります。

もう一つの間接強制の制度は、裁判所による強制執行の方法です。面会交流は、金銭の支払とは違って相手方の行為そのものを要求するものですから、直接強制はできず、履行しなかった場合にペナルティーとして一定の金銭を支払わせるという心理的な圧迫で面会交流を実現させるという間接強制の方法で強制執行をすることとなります。具体的には調停や審判をした家庭裁判所に間接強制の決定を求める申立てをします。家庭裁判所は間接強制の申立てがあると、

審尋といいまして相手方の意見を聴く機会を設けます。これは書面で意見照会をして回答させるということもできます。その上で、間接強制を認めるかどうか判断します。この場合、調停や審判において、面会交流の方法について具体的に定められていないと間接強制ができないことに注意が必要です。この点については、平成25年3月28日に最高裁の決定が出まして、実務上の指針が示されています。具体的には、「1か月に2回、土曜日又は日曜日、1回につき6時間」と定めた事例では、子の引き渡し方法について定めていないという理由で間接強制が認められませんでした。また、「2か月に1回程度、1回半日程度(原則として午前11時から午後5時まで)、最初は1時間程度から始めることとし、長男の様子を見ながら徐々に時間を延ばすこととする。」と定めた事例では、特定されていないとして間接強制が認められませんでした。現実の調停では、「その日時、場所及び方法については、子の福祉を慎重に考慮して、当事者間で事前に協議してこれを定める。」として抽象的に定めることも多く、実際に間接強制の申立てがされるケースは少ないといえます。これらの履行勧告や間接強制によって面会交流を実現できない場合は、再度、面会交流の調停を申し立てて、家裁調査官が関与して調整していくことが考えられます。

本日は、テーマに沿って議論を進めてまいりましたが、委員の方々には、貴重な御意見、有益なる御提言をいただきまして、誠にありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。 以 上